十．(37)から(40)に掲げる地点を順次結んだ線及び(37)に掲げる地点と(40)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(37)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一〇九度一七分五六・七メートルの地点

(38)　(37)に掲げる地点から一〇二度四〇分一九・七秒一・五メートルの地点

(39)　(38)に掲げる地点から一二度四二分三一・〇秒〇・五メートルの地点

(40)　(37)に掲げる地点から一二度五〇分一九・〇秒〇・五メートルの地点

十一．(41)から(44)に掲げる地点を順次結んだ線及び(41)に掲げる地点と(44)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(41)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一〇九度一四分四二・七秒一七八・七メートルの地点

(42)　(41)に掲げる地点から一〇二度四〇分二二・二秒二・二メートルの地点

(43)　(42)に掲げる地点から一二度四一分五五・九秒〇・五メートルの地点

(44)　(41)に掲げる地点から一二度四二分三一・四秒〇・五メートルの地点

十二．(45)から(48)に掲げる地点を順次結んだ線及び(45)に掲げる地点と(48)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(45)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一〇九度〇五分一八・五秒一二〇四・〇メートルの地点

(46)　(45)に掲げる地点から九九度四三分一〇・三秒一・五メートルの地点

(47)　(46)に掲げる地点から九度三一分〇七・二秒〇・五メートルの地点

(48)　(45)に掲げる地点から九度三五分三五・五秒〇・五メートルの地点

十三．(49)から(52)に掲げる地点を順次結んだ線及び(49)に掲げる地点と(52)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(49)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一度四二分五六・七秒一五二七・七メートルの地点

(50)　(49)に掲げる地点から一四六度五四分五四・六秒〇・九メートルの地点

(51)　(50)に掲げる地点から五四度五〇分五九・一秒〇・五メートルの地点

(52)　(49)に掲げる地点から五四度五〇分五九・一秒〇・五メートルの地点

十四．(53)から(56)に掲げる地点を順次結んだ線及び(53)に掲げる地点と(56)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(53)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一度四五分五六・六秒一五八二・二メートルの地点

(54)　(53)に掲げる地点から一二三度一一分二九・九秒五・四メートルの地点

(55)　(54)に掲げる地点から三二度四三分二〇・七秒一・五メートルの地点

(56)　(53)に掲げる地点から三一度〇九分一八・三秒一・六メートルの地点

十五．(57)から(60)に掲げる地点を順次結んだ線及び(57)に掲げる地点と(60)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(57)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一二度五四分二一・一秒一五八九・一メートルの地点

(58)　(57)に掲げる地点から一一二度一二分〇九・二秒〇・五メートルの地点

(59)　(58)に掲げる地点から三二度四〇分〇一・六秒三・〇メートルの地点

(60)　(57)に掲げる地点から三二度四〇分〇一・六秒三・〇メートルの地点

十六．(61)から(64)に掲げる地点を順次結んだ線及び(61)に掲げる地点と(64)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(61)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一三度五五分二三・三秒一七四一・二メートルの地点

(62)　(61)に掲げる地点から一一三度二九分〇二・七秒八・〇メートルの地点

(63)　(62)に掲げる地点から三三度三七分三〇・八秒〇・三メートルの地点

(64)　(61)に掲げる地点から三三度二一分五一・六秒〇・三メートルの地点

十七．(65)から(68)に掲げる地点を順次結んだ線及び(65)に掲げる地点と(68)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(65)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一五度三三分四七・〇秒一八三〇・三メートルの地点

(66)　(65)に掲げる地点から一一四度一二分四〇・三秒八・〇メートルの地点

(67)　(66)に掲げる地点から三三度四四分〇九・五秒〇・五メートルの地点

(68)　(65)に掲げる地点から三一度五〇分〇一・七秒〇・五メートルの地点

十八．(69)から(72)に掲げる地点を順次結んだ線及び(69)に掲げる地点と(72)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(69)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一四度三七分五五・九秒一九〇四・三メートルの地点

(70)　(69)に掲げる地点から一二七度四七分〇六・三秒一・八メートルの地点

(71)　(70)に掲げる地点から三八度五二分二五・七秒〇・二メートルの地点

(72)　(69)に掲げる地点から三八度二九分一九・五秒〇・二メートルの地点

十九．(73)から(76)に掲げる地点を順次結んだ線及び(73)に掲げる地点と(76)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(73)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一四度四六分一六・四秒一九二三・四メートルの地点

(74)　(73)に掲げる地点から一二八度四六分二二・四秒一・八メートルの地点

(75)　(74)に掲げる地点から三八度〇七分二六・九秒〇・三メートルの地点

(76)　(73)に掲げる地点から三八度一一分〇四・二秒〇・三メートルの地点

二十．(77)から(80)に掲げる地点を順次結んだ線及び(77)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(77)　鳴門市撫養町黒崎字磯崎の標示鋲（北緯三四度一一分四〇秒九七三三、東経一三四度三五分五〇秒三二六四）から一一四度五六分五三・九秒一九四八・九メートルの地点

(78)　(77)に掲げる地点から一二八度〇二分四五・七秒一・八メートルの地点

(79)　(78)に掲げる地点から三八度〇七分二六・九秒〇・三メートルの地点

(80)　(77)に掲げる地点から三八度〇七分四四・八秒〇・三メートルの地点

○九州地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び三百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
熊本県菊池郡大津町大字瀬田字水ノ谷四七四番七から同町大字瀬田字狐塚五九二番一まで	前	二〇・五〇メートル～二八・〇〇メートル
	後	二〇・五〇キロメートル～三九・〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所